

特許権	判決年月日	平成30年11月28日	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10230号	
○ 発明の名称を「ポリイミド、及びポリイミド前駆体」とする特許について、進歩性欠如、サポート要件違反、実施可能要件違反を理由に取り消した異議決定を取り消した事例。			

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消
(関連条文) 特許法29条2項, 36条4項1号, 同条6項1号
(関連する権利番号等) 特許第5923887号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ポリイミド、及びポリイミド前駆体」とする特許を取り消した異議決定の取消訴訟であり、争点は、①進歩性の有無、②サポート要件違反の有無、③実施可能要件違反の有無である。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、異議決定を取り消した。

(1) 進歩性について

本件特許の出願当時、光透過性に優れたポリイミドを得るために、波長400nm、光路長1cmの光透過率が80%以上のテトラカルボン酸誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったと認められる。また、光透過性に優れたポリイミドを得るために、モノマーとして、着色の少ないジアミン誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったと認められる。

しかし、モノマーとして、本件光透過率が80%~90%以上のジアミン誘導体を使用することについて記載した文献は一切ないこと、着色の度合いと光透過性との間の相関の程度は不明といわざるを得ず、他にこの点を認めるに足りる証拠もないことからすると、光透過性に優れたポリイミドとするために、モノマーとして、本件光透過率が80%~90%以上のジアミン誘導体を使用することが周知であったということはできない。

したがって、主引用発明に、本件証拠によって認められる周知技術を適用しても、本件発明1の構成に到らないから、本件発明1は進歩性がないということとはできない。

(2) サポート要件について

ア 本件発明1の課題は、テトラカルボン酸誘導体とジアミン誘導体とからなるポリイミドの着色を抑制し、透明性の改善を図ることであると認められる。

本件明細書に接した当業者は、ポリイミドの原料モノマーとして通常用いられるテトラカルボン酸誘導体及びジアミン誘導体のそれぞれについて、当業者に期待し得る通常の創作能力の発揮によって原料を選択し、公知の方法による精製を施すことによって請求項1に記載された特定の光透過率を満足する原料モノマーを得ることができ、このような原料モノマーを用いて、請求項1記載の溶媒やイミド化温度等の合成条件により、テトラカル

ボン酸誘導体とジアミン誘導体とからなるポリイミドの着色を抑制し、透明性の改善を図るという本件発明1の課題を解決できることを認識できるものと認められる。

したがって、請求項1は、サポート要件に適合するものと認められる。

イ 本件発明8の課題は、テトラカルボン酸誘導体とジアミン誘導体とからなるポリイミドの着色を抑制し、400nm光透過率を80%以上とすることであると認められる。

ポリイミドにおける発色の要因としては、原料モノマーの種類や製造条件などが複雑に影響することが技術常識であると認められるものの、本件明細書には、六つの実施例が記載されており、当業者は、本件発明1～7で特定されたモノマーを用い、本件明細書記載の方法によって、400nmの光透過率が80%以上であるポリイミドを製造することができることを認識するものと認められる。

したがって、請求項8も、サポート要件に適合するというべきである。

(3) 実施可能要件について

ア 本件明細書の記載によると、本件明細書に接した当業者は、ポリイミドの原料モノマーとして通常用いられるテトラカルボン酸誘導体及びジアミン誘導体のそれぞれについて、当業者に期待し得る通常の創作能力の発揮によって原料を選択し、公知の方法による精製を施すことによって請求項1に記載された特定の光透過率を満足する原料モノマーを得ることができ、このような原料モノマーを用いて、請求項1記載の溶媒やイミド化温度等の合成条件により、テトラカルボン酸誘導体とジアミン誘導体とからなる透過性に優れたポリイミドを製造することができるものと認められる。

したがって、本件発明1は、実施可能要件を満たすものと認められる。

イ 本件発明8については、当業者は、本件発明1～7で特定されたモノマーを用い、本件明細書記載の方法によって、400nmの光透過率が80%以上であるポリイミドを製造することができるものと認められるから、実施可能要件を満たすものと認められる。